

仕様書

1 業務名

令和4年度地域まちづくり人材育成事業

2 業務の目的

札幌市市民まちづくり活動促進条例第7条第1項に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、「第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という）」の基本目標に掲げる「参加促進」及び「運営体制強化」を実現することを目的とする。

具体的には、市民がまちづくり活動を体験できる機会を提供し、幅広いまちづくり活動への市民の参加促進を図るとともに、まちづくり活動団体において複雑・多様化する課題に対応できる人材の育成を行う。

3 業務の内容

(1) まちづくり活動体験講座、サポーター養成講座の運営

ア 内容

(ア) まちづくり活動体験講座

まちづくり活動に興味関心がある方など、幅広い市民に対して、まちづくり活動団体の思いや取組に触れるなどにより、まちづくりへ関心を持ってもらえるような内容の講座を企画し、開催すること。

例) まちづくり活動団体から、活動に至るきっかけ、取組内容について紹介をしてもらい、活動場所などを見学する。

(イ) サポーター養成講座

まちづくり活動団体による課題解決を担う人材（サポーター）を育成するため、コーディネートやファシリテーションに関する知識やノウハウの習得を目的とした内容の講座を企画し、開催すること。また、一方的な受講とならないよう学んだ知識等を実践できるような演習を実施すること。

例) 課題解決を担う人材に必要な知識、ノウハウを、開催する回ごとにテーマを変え提供する。例えば、1回目「オンライン活用のコツ」、2回目「話し合いに役立つファシリテーション」、3回目「情報発信力」などの内容について学び、それぞれ学んだ知識等を体得する時間を設ける。

なお、新型コロナウイルス感染症に十分留意し、実施すること。また、感染拡大状況下など、対面での講座開催が困難と委託者が判断した場合には、委託者からの指示に従い、オンラインでの実施に切り替えること。

イ 対象及び回数

講座名	対象者	開催回数
(1) まちづくり活動体験講座	まちづくり活動に興味関心がある方など、合計 60 名程度	開催日を変えて 2 回
(2) サポーター養成講座	コーディネーターやファシリテーションに関する知識などを学び、日々の活動に活かしたいと考えているまちづくり活動実践者など、合計 60 名程度	テーマを変えて 3 回

以下の開催例を示すが、より効果的な講座となる手法があれば、提案すること。
例) 参加者を事前に募集し、会場で講座を開催するとともに、ライブ配信にてオンライン講座を開催する。

(2) 準備及び運営

上記(1)に係る参加者の募集、活動紹介等を行う NPO 法人や任意団体等の確保及び調整、講師の確保及び調整、会場の確保、事前リハーサル等、講座当日の運営・開催に係る業務一切を行うこと。なお、参加者の募集にあたり、後述する「6 成果品 (1) ア」に定める募集チラシ及び募集ポスターを作成するとともに、SNS 等の媒体を用い、広く周知すること。

また、オンライン形式で実施する場合には、オンライン機材の確保及び調整、事前リハーサルによる通信環境の確認等を行うこと。オンライン機材に不慣れな市民の参加も想定されるため、必要に応じてオンライン機材の操作の説明やサポート等の支援を行うこと。

(3) 取りまとめ業務

上記(1)及び(2)の実施状況を記録して事業成果を取りまとめるとともに、今後の事業展開に向けた課題や改善点等について検証結果等を盛り込んだ内容の報告書を作

成し、提出すること。

4 運営にあたっての留意事項

(1) 講師の選定

上記3の業務を行うにあたり、まちづくり活動に携わる人材の育成について、講演や実践の実績を有する等、経験豊富な講師を選定するよう努めること。

(2) アンケートの実施

上記3の業務全てにおいて、参加者に対して講座への満足度、まちづくりへの関心度の変化等のアンケートを行い、集約結果を可視化し、本事業の効果測定をすること。

5 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 成果品

(1) 成果品及び納品時期

成果品は次のア～ウとし、紙媒体の他、電子媒体（CDまたはDVD等）により、委託者が指定する時期に提出すること。なお、ア、イについては、電子媒体により納品する電子データは、PDF形式データのほか、後日、編集が可能な形式（Illustrator、Microsoft Word 等）を用意すること。また、ア～ウの電子媒体のフォーマット及びファイル形式等はWindowsに対応したものであること。

ア 募集チラシ及び募集ポスター

イ 本業務で作成、配信した講座の動画（動画作成した場合）

ウ 業務実績報告書

エ 参加者情報（翌年度、捕捉調査のため札幌市から送付予定のアンケートに使用のため）

(2) 納品場所

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市市役所本庁舎13階南側)

7 特記事項

- (1) 事業の周知広報等のために印刷物を配布する場合は、札幌市が指定するライラックマークの掲載が必要となることから、事前に協議すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用しないこと。
- (3) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (4) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の遂行にあたって、万一クレーム等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (9) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (10) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）及び個人情報取扱事務委託等の基準（平成 17 年 3 月 31 日総務局長決裁）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (11) 本業務の遂行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分留意し、感染拡大防止に努めることとし、新型コロナウイルス感染症に係る疑義が生じた場合には委託者と受託者双方が協議して、これを処理すること。